

発行者情報

【表紙】

【公表書類】 発行者情報
【公表日】 2021年3月31日
【発行者の名称】 株式会社アートフォースジャパン
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 喜廣
【本店の所在の場所】 静岡県伊東市川奈1299番地
【電話番号】 0557(45)1109(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役経営統括本部長 持塚 隆

【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】 <https://www.philip.co.jp/>

【電話番号】 (03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替期間の名称及び住所は下記のとおりです。
名称:株式会社証券保管振替機構
住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】 株式会社アートフォースジャパン
<https://www.artforcejapan.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、

J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第29期	第30期	第31期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高	(千円)	4,653,905	4,515,558	4,279,203
経常利益	(千円)	201,561	104,520	1,577
親会社株主に帰属する当期純利益金額	(千円)	137,183	68,926	2,344
包括利益金額	(千円)	112,469	74,681	△8,679
純資産額	(千円)	657,279	731,961	723,282
総資産額	(千円)	3,176,997	3,236,263	2,926,061
1株当たり純資産額	(円)	2,618.64	2,916.18	2,881.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	546.55	274.61	9.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	20.7	22.6	24.7
自己資本利益率	(%)	20.9	9.4	0.3
株価収益率	(倍)	—	—	374.73
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	428,265	175,829	298,243
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△218,112	△54,837	△45,270
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△75,456	△177,288	△381,625
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	800,024	743,636	614,984
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	211 〔—〕	200 〔6〕	192 〔5〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は2020年10月21日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、第31期における株価収益率は、新規上場日から連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、第29期、第30期における株価収益率は、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第30期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条

第3項の規定に基づき、第31期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第29期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 当社は、2020年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第30期の期首から適用しており、第29期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、1990年静岡県伊東市川奈において移動式クレーン工事を目的とする会社として、現在の株式会社アートフォースジャパンの前身である「有限会社アートクレーンカンパニー」を創業いたしました。

1996年11月より、現在の主たる事業となる地盤改良工事業に進出し、1998年5月に「アートクレーン株式会社」へ組織変更し、その後、2018年7月に商号を現社名に変更いたしました。

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	概要
1990年1月	静岡県伊東市川奈にクレーン工事、土木及び建築工事、一般貨物運送事業、造園業を目的とした、有限会社アートクレーンカンパニー(資本金300万円)を設立。
1996年11月	一般建設業許可(静岡県知事(般・1)第23554号)を取得し、地盤改良工事業に進出。
1998年5月	アートクレーン株式会社に組織変更。
2003年2月	愛知県名古屋市東区に名古屋営業所を開設。他県へ初めて進出。
2004年1月	地盤保証部(地盤調査・改良工事一式)を新設し、クレーン工事・地盤改良工事の2部門体制を確立。
2004年10月	神奈川県横浜市港北区に横浜営業所を開設。首都圏エリアへ進出。
2007年9月	大阪府摂津市に大阪営業所を開設。西日本エリアへ進出。
2008年9月	新潟県長岡市に新潟営業所を開設。北陸エリアへ進出。 福岡県太宰府市に福岡営業所を開設。西日本エリアを拡大。
2010年5月	建設業許可(国土交通省(般・22)第23554号)を取得。
2015年4月	ジャパンホームシールド株式会社のフランチャイズチェーンに加盟。
2016年12月	クラウン工業株式会社の株式を100%取得し、その他事業(建材レンタル・リース事業等)を開始。 株式会社アクシスの株式を100%取得し、建築事業を開始。
2017年3月	新工法のCDP工法(注)をジャパンホームシールド株式会社と共同開発。
2017年4月	株式会社塚本工務店の株式を100%取得し、建築事業(営繕工事等事業)を拡大。
2018年7月	株式会社アートフォースジャパンに社名変更。
2020年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

(注) CDP工法とは、ケーシングを用いて碎石をパイル状に無排土で打設を行い緩く堆積した砂質土地盤の密度を増大させる液状化対策工法です。

3 【事業の内容】

(経営方針)

当社グループは、「1. 常にチャレンジャースピリットを持ち挑戦し続ける集団を目指す。 2. 外部環境変化に対応する為、未来志向で自ら変化の先頭に立ち続けていく。 3. 顧客第一主義…お客様の『痒い処に手が届く』よりも『痒くなる前に気が付く姿勢の堅持』。 4. 高い倫理感を持ち、不正を排除し、正当な競争環境の堅持。 5. 反社会的勢力との関係遮断」。を経営理念として掲げ永続的な発展を目指して株主と社員をはじめ全てのステークホルダーを大切にすることを経営方針としております。

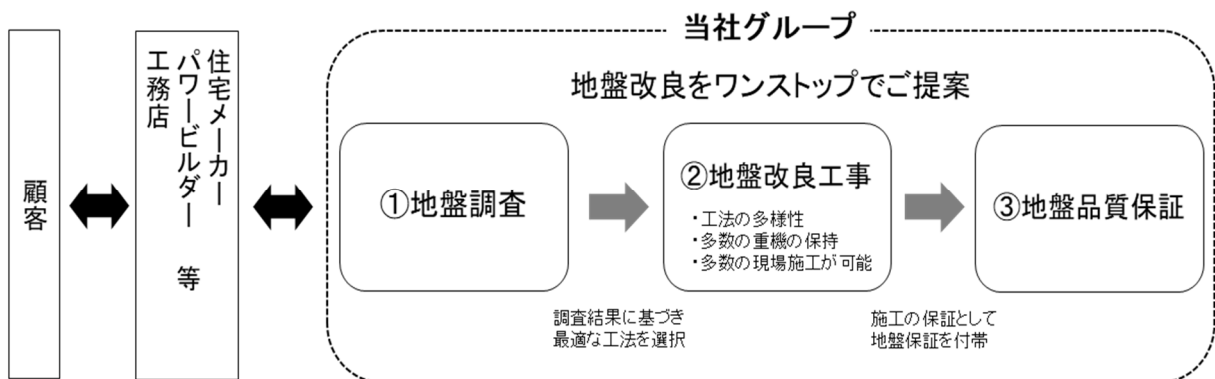
(事業の内容)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社（(株)アクシス、クラウン工業(株)、(株)塚本工務店）、計4社で構成されており、地盤改良事業、建築事業等を主な事業として取り組んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) 地盤改良事業（主な関係会社：当社）

地盤改良事業では、地盤調査、地盤改良工事及び地盤品質保証業務を行っております。地盤調査から地盤改良工事、地盤保証まで、ワンストップで提供することにより、調査後の施工内容や顧客ニーズについて調整及び情報共有ができ、事業間での相乗効果を発揮できることが当社の強みであります。年間施工件数は、約5,000件で、当社グループ売上高の約8割を占めます。



① 地盤調査

当社グループは、大手住宅メーカーや地域の工務店等からの依頼に基づき、地耐力や地下水位、建物を支える支持層の確認を行い、地盤調査データから国土交通省告示第1113号に基づき地盤改良工事の必要・不要を判断いたします。

地盤調査は、支持層を確認する標準貫入試験や地耐力を確認するスウェーデン式サウンディング等の地盤調査方法で行い、地盤改良工事が必要と判断した場合は、地盤調査データから安全な工法を提案しております。

② 地盤改良工事

当社グループは、主に戸建て住宅の底地を対象として「先端拡底盤付小口径鋼管を利用したΣⅠ工法、間伐材を使用した環境パイル工法及び地中にセメントミルクを注入し円柱状の改良体を形成する工法(注1)」等による地盤改良工事を行っており、主な顧客は大手ハウスメーカー、パワービルダー、地域の工務店まで戸建ての住宅建築を行う会社であります。

地盤改良工事は住宅の不同沈下を抑制する工事であり、主に「支持杭や摩擦杭の打設(注2)」を行うものです。杭を用いた基本的な仕組みは、杭が支持層と呼ばれる強固な地盤に到達する迄、必要と

する長さで打設し、軟弱地盤に対し住宅を支える役目を果たします。この他、支持層に到達しなくても効果を発生させる摩擦杭を打設する工事、軟弱地盤にセメントミルクを注入し現状の土と混合攪拌する柱状改良工事、2メートル以下の深さであれば杭を用いず行う表層改良工事で地盤を硬化させる工事もあります。

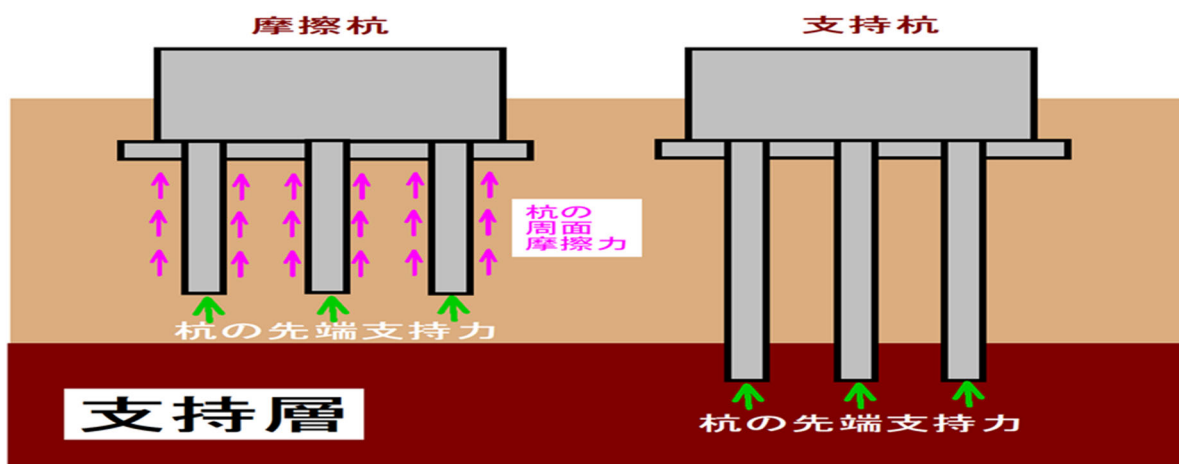
当社グループは、どのような地盤の状況であろうと、国内有数の20を超える地盤改良工法(柱状改良工法、先端拡底盤付小口径鋼管工法、環境パイル工法、表層混合工法、砕石工法等)が施工可能であり、地中の状況やロケーションに対し最適な地盤改良工事の提供が可能であることを強みとしております。

(注1) 主な地盤改良工法

主に、杭素材の違いによりいくつかの工法があります。地盤の状況からいくつかのプランを提案しています。

工法名	工法内容
① 柱状改良	現状地盤へ固化材と水を混ぜたセメントミルクを注入しながら掘削時に攪拌し更に注入後も攪拌を行い、地中に無筋の土とセメントミルクを混ぜた改良体を形成する工法。どの現場でも対応が可能であり安価である。性能証明を取得した工法の選択も可能。
② 鋼管杭	複数の掘削刃とスパイラル状の拡底盤などを持つ鋼管製の杭を攪拌させながら地中に貫入する工法。柱状改良よりも効率良く均一に攪拌が可能で、固い支持層地盤にも容易に貫入する事が出来ます。砂質土地盤にも対応し一般柱状改良と違い性能証明を取得した工法。
③ 環境パイル	防腐剤を加圧注入し保存処理を行った木材を円柱状に成形した杭を無回転で圧入する。無回転で木杭を押し込むため周囲の地盤を傷めず地盤自体の支持力も上がるエコロジーな工法。回転出来ない為、高止まりし易いケースも見受けられる。
④ ピュアパイル	通常セメントを使用し、掘削後に土と混ぜずにPPパウダーという添加剤を使用して形成する。土と混ぜない為、あらゆる土壌に対応が可能で、1本あたりの施工が5分程で施工が早い工法。土中に伏流水がある場合は採用出来ない。
⑤ 砕石パイル	自然素材の小さく砕いた石だけを地中に掘削した穴に投入し砕石杭を形成する。砕石の強度は劣化し難く、CO2排出量も削減でき、地中に人工物の残らないエコロジーな工法。
⑥ 表層改良	改良敷地の地表面全体を1～2m程度掘り起しセメント系固化材を加えて均一にかき混ぜて締め固める。小型重機での作業が可能で狭小地でも施工が出来て、様々な土質・地盤に適用可能な工法。

(注2) 支持杭と摩擦杭



支持杭…杭先端をN値(支持層の硬軟)の高い(硬い)支持層に根入れすることで建物を支持する。杭支持層までの地盤が軟弱地盤の時に効果的な杭となる。砂質で地下水位が高い軟弱地盤は液状化し易く、その場合は杭局面の摩擦抵抗は減少し摩擦杭では建物を支えられない。

*N値：砂質地盤強度を表す指標でN値が大きいほど硬くて強い地盤

摩擦杭…杭周辺の摩擦抵抗で建物を支持する杭

N値や q_u (一軸圧縮強度)の大きさ、杭径が大きく杭長が長いと杭の局面が接する面積が大きくなり摩擦力が

大きくなる。明確な支持層が無い時や支持層が深い場合には摩擦杭を採用する。杭は短い程経済的であり、支持層が無くても必要な摩擦力が保持出来る杭長で済む。反面、支持層が無く液状化が懸念される地盤では、摩擦力を考慮できなくなるため注意が必要となります。

*qu：粘土質地盤強度を表す指標で値が大きいほど硬い地盤で、N値との関係は「 $qu=12.5N$ 」となる。

③ 地盤品質保証

地盤品質保証は、地盤調査や地盤改良工事の瑕疵により、住宅が不同沈下や液状化した場合に備えて、補修費用を地盤保証機関の保険等によりバックアップする仕組みを構築しております。

当社グループが地盤改良工事を行った住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、当該住宅の引渡日から10年間もしくは20年間、地盤修復工事費用及び住宅の損害等を当社グループが工務店等に対し賠償します。

当社グループの損害賠償の体制につきましては、ジャパンホームシールド(株)と地盤保証の販売においてフランチャイズ契約を締結しています。また、地盤ネット(株)や(株)ハウスジーマン、(一社)ハウスワランティ他7社の地盤保証を付与する事で、損害賠償金の支払いに備えております。

(2) 建築事業（主な関係会社：(株)アクシス、(株)塚本工務店）

① 住宅建築

建築事業における住宅建築は、子会社の(株)アクシスにおいて、住宅業界第6位の積水化学工業(株)住宅カンパニーの、静岡県内販社であるセキスイハイム東海(株)と本体工事契約をしております。セキスイハイム東海(株)は静岡県内戸建住宅建築実績(年間実績約1,000棟)16年連続第1位の企業です。本体工事店とは、セキスイハイムの住宅及びアパートの建築工事を行う業務で、基礎工事から始まり、据え付け(建て方)外装、大工、内装、給排水、電気設備、仕上げ工事と、施主へ引き渡す前までの作業工程すべてを行ないます。セキスイハイムの住宅及びアパートは、鉄骨ボックスラーメン構造という非常に特殊な構造躯体で、住宅を建築する際、ボックス型(箱型)のユニットを積み木のように積み上げ完成させます。

内装にも特徴があり、工場で各部屋の間仕切り、浴室や洗面、キッチン、玄関や窓などが付いた状態で据え付け(建て方)を行い1日で雨が入らない工程まで行います。在来木造住宅とは作業内容は大きく異なり、特殊な工具、特殊な管理方法など多くの技能を必要とします。(株)アクシスは伊豆半島という起伏が多い特殊なエリアを1社で担当し、年間完工棟数は50棟から60棟のあいだで推移しており、累計での完工実績は2,000棟を超えております。

② 営繕工事及び公共工事

子会社の(株)塚本工務店において、工場及び研究施設等の営繕工事業を行なっています。キャノン(株)の工場および研究施設の営繕工事元請けとして請負う他に二次下請けとして、富士フィルムおよび花王(株)ならびに小田急電鉄(株)等の大手企業の工場等各種施設の営繕工事を請け負っています。また、小田原市内及び神奈川県内で土木の公共工事を行なっており、事業形態の特徴は同業他社では現場監督のみが現場へ赴き、下請け会社へ発注し施工を行ないますが、(株)塚本工務店は主に自社の作業員で行なうことにより内製化率を高め、下請企業への発注を少なくできるだけのスキルの蓄積を進めた社内体制を構築しています。公共事業は小田原市、神奈川県発注の入札に参加しておりますが、他の指名入札企業が工事を「辞退」するような難工事も、技術力や統制力にて落札受注して業績を上げています。

(3) その他事業（主な関係会社：当社、クラウン工業(株)）

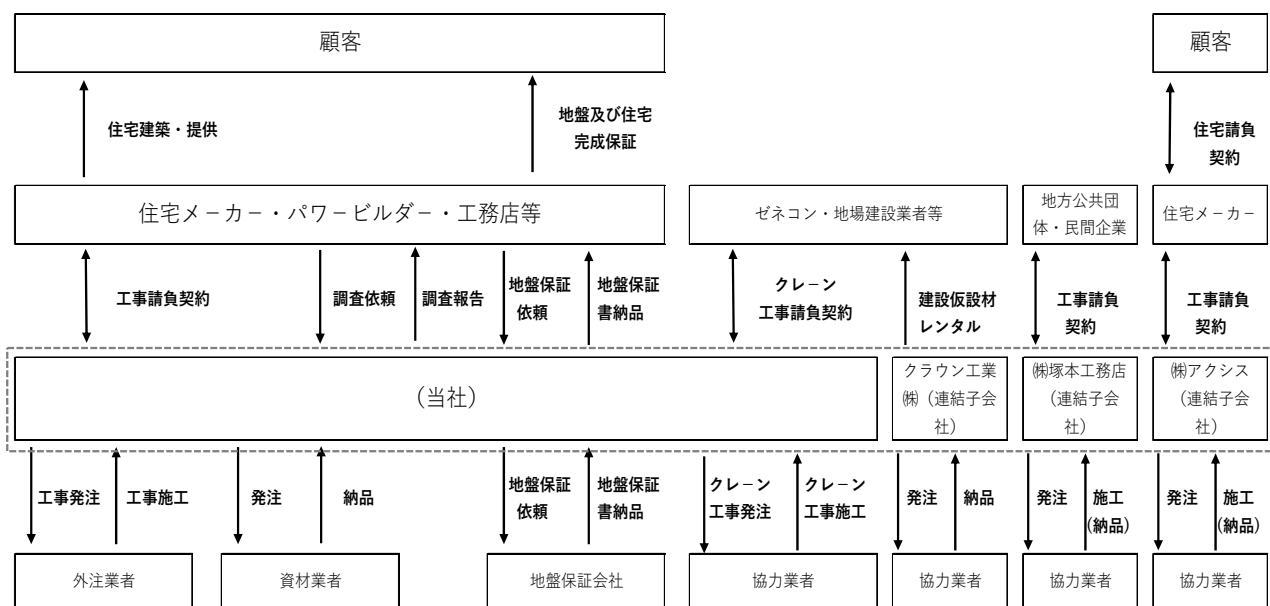
① 建材レンタル・リース事業

その他事業は、子会社のクラウン工業(株)においては、建材リース事業を本社がある茨城県を中心に展開しております。主に公共工事の上下水道やガス管理設工事等に関わる土留めパネル等建設用仮設資材を主にレンタル・リースしております。レンタル・リース終了後のパネル等資材の整備などは内製化しております。

② クレーン事業

当社のクレーン事業は静岡県伊東市を中心に静岡県東部、神奈川県西部を主としたエリアとして移動式クレーンとオペレーターにて現場へ赴き、マンション、ホテル、住宅などの建築工事や土木工事での荷物の吊り上げ作業を行っております。現在、伊東市では多数の種類のクレーンを10台以上保有する企業は当社しかなく、大手ゼネコン各社との取引実績も豊富であります。大手ゼネコン各社の協力会にも加盟し、安全講習などにも積極的に参加している事もあり、大手ゼネコンによる大型現場は、当社が特命にて受注しております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業 の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)アキス (注) 2	静岡県伊東市	3,200	建築 事業	100.0	その他事業のクレーン工事受託。 管理業務の受託。 役員の兼任。
(株)塚本工務店 (注) 2、4	神奈川県小田原市	20,000	建築 事業	100.0	地盤改良事業の造成又は擁壁工事等の 委託。 管理業務の受託。 役員の兼任。
クラウン工業(株) (注) 2	茨城県土浦市	10,000	その 他 事業	100.0	重機類のレンタル・リース及び修理。 管理業務の受託。 役員の兼任。

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. (株)塚本工務店については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	470,198千円
	(2) 経常利益	30,278千円
	(3) 当期純利益	20,884千円
	(4) 純資産額	307,769千円
	(5) 総資産額	416,684千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
地盤改良事業	119 (4)
建築事業	29 (1)
その他事業	20 (-)
報告セグメント計	168 (5)
全社(共通)	24 (-)
合計	192 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(2) 発行者の状況

2020年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
149 (4)	42.7	5.8	4,287

セグメントの名称	従業員数(名)
地盤改良事業	119 (4)
その他事業	6 (-)
報告セグメント計	125 (4)
全社(共通)	24 (-)
合計	149 (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第31期連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が解除された後、政府による積極的な経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、経済活動が段階的に再開されたことに伴い景気は緩やかながら持ち直しの動きがみられたものの、冬季に入り再び感染が拡大するなど景気の先行きは不透明な状況が続いております。当社グループの主に属する戸建て住宅建設業界におきましては、政府による住宅取得支援策や低水準の住宅ローン金利等が継続しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大による先行き不透明感の影響もあり、新設住宅着工戸数は持家、貸家、分譲戸建てが大きく減少しており、競合他社との受注獲得競争は更に厳しくなっております。

こうしたなか、この逆境に備える体制構築を図り、課題である受注単価維持と工事原価及び販管費削減による、収益を確保する施策を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、一部対応しきれない部分がありました。また、新型コロナウイルス感染予防と拡大防止に努め、取引先及び従業員の安全、健康を最優先に取り組み、衛生管理の徹底、Web会議等のツール活用、テレワークの推奨、不要不急の外出禁止などの安全対策を図っております。

このような経済活動が停滞し、かつ事業活動に制限があるなか、当社グループは課題として掲げた諸施策を推進し、受注の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高 4,279,203千円(前年同期比 5.2%減)、営業利益 17,866千円(前年同期比 83.2%減)、経常利益 1,577千円(前年同期比 98.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益 2,344千円(前年同期比 96.6%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(地盤改良事業)

当社グループの中核事業である地盤改良事業におきましては、引き続き既存顧客の取引拡大に努め、工事受注件数及び受注単価の維持ならびに工事原価削減による収益力の向上を図ってまいりました。当事業の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けるなかでの受注状況に応じた柔軟な施工体制の徹底と経費削減等の合理化を図った結果、当事業の売上高は3,284,680千円(前年同期比 7.3%減)、セグメント利益は211,624千円(前年同期比 11.9%減)となりました。

(建築事業)

建築事業におきましては、営繕等工事は堅調に推移いたしましたが、住宅建築工事については新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって工期延長により完成工数が減少いたしました。その結果、当事業における売上高は701,357千円(前年同期比 2.1%増)、セグメント利益は公共工事における工法変更等による工期延期に伴い間接経費負担の増加によりセグメント損失は9,835千円(前年同期はセグメント利益 49,949千円)となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、建設資材レンタル及びリースの受注件数の増加および新規貸出導入効果によって、当事業における売上高は293,165千円(前年同期比 3.0%増)、セグメント利益は新規貸出資材に係る減価償却費増加により、17,859千円(前年同期比 48.2%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第31期連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ128,652千円減少し、614,984千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、298,243千円(前期は175,829千円の増加)となりました。これは主に、「税金等調整前当期純利益」9,643千円、「減価償却費」223,049千円、「売上債権の減少額」47,558千円、「未成工事受入金の増加額」72,068千円などの増加要因と、「仕入債務の減少額」38,926千円、「法人税等の支払額」25,308千円などの減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果支出された資金は、45,270千円(前期は54,837千円の支出)となりました。これは主に、「有形固定資産の取得による支出」51,540千円および「有形固定資産の売却による収入」9,287千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果支出された資金は、381,625千円(前期は177,288千円の支出)となりました。これは「長期借入金の返済による支出」216,600千円、「ファイナンス・リース債務の返済による支出」165,025千円などの減少要因によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)	
地盤改良事業	受注高	3,320,279	92.7
	受注残高	35,599	153.3
建築事業	受注高	594,159	70.8
	受注残高	177,969	62.4
その他事業	受注高	—	—
	受注残高	—	—
合計	受注高	3,914,438	88.5
	受注残高	213,568	69.3

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. その他事業は、リース・レンタル事業を含んでおり、受注状況の記載になじまないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
地盤改良事業	3,284,680	92.7
建築事業	701,357	102.1
その他事業	293,165	103.0
合計	4,279,203	94.8

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先が無い
ため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

昨今、建設業界は堅調に推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす景気後退の影響から住宅着工数の減少など建設需要の一時的な落ち込みに対応することが求められています。一方で東日本大震災以降、2021年2月13日に震度6強の震災による余震が起きたように、今も各地で起こり得る地震において、地盤への影響に対する懸念や、地震以外にもより安全に軟弱地盤に対応したいという根源的需要の高まりも存在します。様々な諸条件をカバーする工法及び技術の採用並びに、今まで以上に顧客の要望に寄り添った営業を展開して行く事が課題であると認識しております。

当社グループといたしましては、建設業界に求められている経済性、効率性を目指す取り組みに対応することと同時に、新たな工法の採用や施工技術の強化に取り組んでまいります。

また、施工現場就労者の高齢化や減少傾向が加速されるなか、人材確保が喫緊の課題であり、引き続き施工部門、営業部門も含め、採用、育成の強化に取り組むとともに、施工社員の多能工化にも取り組んでまいります。

① 安全管理の強化

当社グループは、地盤改良事業をはじめとする建設業をメインとした事業を行っており、現場の安全管理が重要であると認識しております。現場の安全管理を徹底するために、引き続き、安全担当者による現場の安全パトロールを実施し、安全に対する注意喚起を行っていくとともに、外注先に対しても定期的に安全衛生協議会を開催し、現場の安全に万全を期してまいります。

② 品質管理の強化

当社グループは、顧客の満足を第一と考えております。当社グループが施工する工事に対しての品質管理の強化・徹底を行なうことにより顧客満足度の向上につながると認識し、継続して品質管理の強化を図るため、施工マニュアルの充実、専任スタッフによる検図及び検査等を実施し、一貫した品質管理に努めてまいります。

③ 収益基盤の強化

当社グループは、今後の中長期的な成長を実現するために、更なる収益基盤の強化が課題であると認識しております。この課題に対応するためには、大手元請け先に対しては当社の業績伸長を的確に開示し、シェアアップを図ること。また、新規元請け先の開拓に積極的にチャレンジし、収益機会の増加を目指すことと連結子会社である(株)塚本工務店と造成業務で連携し、施工の前段である「造成」段階からの市場開拓を実施することにより、収益基盤の強化に努めてまいります。

④ 内部管理体制の充実と機能向上

当社グループは、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査により定期的なモニタリングの実施と内部監査を所管する経営監理室と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、当社グループは、経営環境や市場の変化、顧客の動向に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図ると共に、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役協議会の機能向上を図ってまいります。

また、当社グループは、今後も一層の事業拡大を見込んでおりますので、更なる内部管理体制の強化を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑤ 人材の採用及び育成

当社グループは、今後の事業拡大に合わせ、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが、当社グループの施工体制や工程管理等の拡充並びに安全衛生管理体制及び環境保全体制の強化の観点からも、重要な経営課題であると認識しております。

この課題を克服するために、当社グループは社内教育を充実させ社員の資質向上を図り、社員一人ひとりがレベルアップすると共に、管理職及びリーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 住宅市場の動向について

当社グループは、主な受注先としてハウスメーカー・不動産会社・一般消費者を対象とした、戸建て住宅市場にかかる地盤改良事業、建築事業を主たる事業領域としております。当該事業は、経済情勢、地価動向、金利動向、人口動向、住宅税制等の影響を受けやすい傾向にあり、消費者所得の低下及び景気見通しの悪化等は消費者の住宅購入意欲の減退につながります。これらの状況により戸建て住宅着工棟数や需要が減少した場合、当社グループの請負工事受注高が減少する可能性があり、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績の季節的変動について

当社グループの地盤改良事業及び建築事業においては、9月末及び当社連結会計年度末に受注工事が集中するため売上高が増加する傾向にあります。そのため当社グループの売上高が第3四半期連結会計期間（7月から9月まで）及び第4四半期連結会計期間（10月から12月まで）に偏重する傾向にあるため、第2四半期連結累計期間（1月から6月まで）の連結経常利益等の各利益は、非常に小さくなるか、もしくはマイナスとなる可能性があります。

このような偏重が生じる理由は次のとおりです。

① 営業日数の偏重

当社の地盤改良事業は戸建て住宅向けの割合が約80%であり、工事期間が非常に短いことから、四半期連結会計期間における営業日数に大きく影響を受けることとなります。第2四半期連結累計期間には、1月に年始休暇があること、2月は28日しか日数がないこと、4月及び5月はGWの連

休があることなどにより営業日数が少ない月が4回あります。それに対し、第3四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間で営業日数が少ない月は、8月の夏季休暇、12月の年末休暇2回のみとなります。

② 雪の影響による工事の停止

当社の地盤改良事業は、北陸エリアで営業を行っておりますが、特に第1四半期連結会計期間には雪の影響により工事ができない期間があり、そのため売上が落ち込む要因となっております。

③ 公共工事の年間サイクルの影響

(株)塚本工務店が行っている公共工事については、主に第3四半期連結会計期間から翌第1四半期連結会計期間に工事を行っており、地方公共団体の出納整理期間である4月1日から5月31日までは基本的に公共工事の入札及び着工開始はありません。また、クラウン工業(株)が行っている水道工事などに対する仮設材レンタル・リースも同様であり、売上が偏重する要因となっております。

また、景気動向、自然災害等の要因により第3四半期及び第4四半期の工事受注に支障が生じた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合及び価格競争について

当社グループは、主に戸建て住宅市場における建設業界に属しておりますが、技術の独自性に基づくものではないため、参入障壁は高くありません。当社グループは、人材の採用及び教育、当社の要求水準を満たす協力業者の確保といった点で新規参入者に対して優位にあると考えておりますが、今後、戸建て住宅着工棟数の減少あるいは当社グループより知名度や資金力等の経営資源に優れた競合他社が参入した場合、価格競争等によって工事原価が上昇あるいは工事受注金額が下落して採算が悪化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 有利子負債への依存リスクについて

当社グループが行っている地盤改良事業、その他事業における建設機械重機等の設備投資資金を主に金融機関及びリース会社からの借入金によって調達しております。このため、当連結会計年度末における有利子負債依存度は52.3%となっております。当社グループは特定の金融期間に依存することなく、個別の設備投資案件毎に投資計画の妥当性を分析したうえで借入金の調達を行っておりますが、金融情勢の変動によって金利上昇や借入金の調達が困難になることがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害等のリスクについて

当社グループが工事を行う地域において、地震、風水害等の大規模自然災害及び事故、火災、テロ等の人的災害、感染症の大流行その他予期し得ない災害が発生した場合は、当社グループ保有設備の損壊や工事現場の復旧等、多額の費用が発生する可能性があります。当社グループでは、このような自然災害等に対する安全対策には万全を期すよう、様々な工程に則した対策を講じております。しかしながら、当社グループの予期し得ない大規模な自然災害等が発生した場合、大規模な社会インフラの損壊状況によっては、受注活動の停滞、建築資材等の価格高騰、災害等により協力会社において事業を停止せざるを得ない状況が生じた場合には工事の進捗遅延等が発生するなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 取引先の信用リスクについて

当社グループは、売上債権の貸倒による損失に備えて、過去の貸倒実績率等に基づき貸倒引当金を計上しております。また、与信管理規程に基づき、取引先の信用力や支払条件等の審査を厳格に実施して与信リスクの最小化を図っております。しかしながら、景気の減速や戸建て住宅市場の縮小などにより、取引先の信用不安等が顕在化した場合、資金の回収不能により貸倒引当金を超える貸倒損失が発生する

等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、仕入先、外注先等が信用不安に陥った場合にも、代替業者との調整による工期遅延等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の取引先への依存のリスクについて

当社子会社である（株）アクシスの受注先の内、2020年12月期の主たる取引先であるセキスイハイム東海（株）に対する割合が82.9%を占めております。当社では、上記取引先と良好な関係を継続する方針ではありますが、特定取引先に過度に依存しないよう、ハウスメーカーの本体工事店である強みを生かして、住宅全般における増改築市場の開拓にも取り組んでおります。しかしながら、上記取引先の当社に対する取引方針の如何によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 労働災害について

当社グループの工事現場では、労働災害の防止や労働者の安全と健康管理のため、労働安全衛生法等に則り安全衛生体制の整備、強化を推進しております。具体的には、従業員への教育や指導及び工事着手にあたり施工計画を策定し、作業環境を整えて従業員の安全確保に努めております。しかしながら、何らかの事由により重大な労働災害が発生した場合は、当社グループの労働安全衛生管理体制に対しての信用が損なわれ、受注活動等に制約を受ける等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保と育成について

当社グループ事業の業容拡大を図るには、専門的かつ高度な知識や資格を有した人材が不可欠であります。また、新たな地域に事業拠点を拡大していくためには営業戦略の立案及び実行等を適切に行える営業人員の増強は重要と考えております。そのため、当社グループでは採用活動の強化並びに育成に取り組んでおります。しかしながら、人材の確保や育成が計画通りに進捗しない場合あるいは現在在籍している多くの人材の社外流出が発生した場合には、受注機会の喪失や工期遅延等の問題が発生する恐れがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物への依存について

当社グループの代表取締役である山口喜廣は、最高経営責任者として経営方針、経営戦略、事業戦略等、事業活動の推進に当たり重要な役割を担っております。このため、同氏が当社グループの業務執行から離れることを現時点において想定しておりませんが、当社グループでは今後、同氏に過度に依存しないよう取締役及び幹部社員への権限移譲や会議体の整備を進めると共に経営哲学を共有し、人材の育成に努める等、過度に依存しない経営体制の整備の必要性を認識しております。しかしながら、このような組織的経営体制への移行段階にあり、同氏の業務執行が困難となるような不測の事態が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 外注先の確保について

当社グループでは、受注した工事の一部を協力会社に発注しております。協力会社の選定に当たっては、経営状態、施工能力、評判及び反社会的勢力該当の有無などを調査して選定しております。しかしながら、個別の工事現場においてトラブルが発生した場合、また今後、営業地域の拡大や受注件数の増加により、協力会社を適時に確保できなかった場合または外注先の倒産等に伴う代替業者との調整による工事遅延等が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

当社グループが取り扱う業務は、「建設業法」、「建築基準法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下請法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「労働基準法」等各種法令の他、各自治体が制定した条例等による規制を受けると共に、事業を営むうえで各種関連法令等に定める免許・登録等を取得しております。当社グループでは、現在を含め過去においても、免許・登録等の取消しや更新拒否の事由となる事実は発生しておりません。しかしながら、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後生じた場合、また当社グループでは法令遵守を徹底し、免許・登録等の取消事由や更新欠格事由が発生しないように努めており、継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、将来当社グループの免許・登録等が何らかの理由により取消し等になった場合には、当社グループの事業活動が大幅に制約されることとなり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループ各社が取得している許認可等の状況は以下の通りです。

会社名	取得年月 (有効期限)	許認可等名称 所管官庁等	許認可番号	取消事由
(株) アートフォースジャパン	2020年5月19日 (2025年5月18日)	建設業許可 国土交通省	一般建設業 国土交通大臣許可 (搬-22-第23554号)	建設業法 第29条及び第29条 の2第1項
(株) アクシス	2019年8月15日 (2024年8月14日)	建設業許可 国土交通省	一般建設業 静岡県知事許可 (搬-1-第39795号)	建設業法 第29条及び第29条 の2第1項
(株) 塚本工務店	2016年9月20日 (2021年9月19日)	建設業許可 国土交通省	一般建設業 神奈川県知事許可 (搬-28-第33901号)	建設業法 第29条及び第29条 の2第1項
	2016年9月20日 (2021年9月19日)		特定建設業 神奈川県知事許可 (搬-28-第33901号)	建設業法 第15条及び第16条 ならびに第17条
	2019年4月13日 (2024年4月12日)	産業廃棄物収 集運搬業許可 環境省	産業廃棄物収集運搬業 神奈川県知事許可 (第01405060453号)	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第7条の1から5
	2017年11月13日 (2022年11月12日)		産業廃棄物収集運搬業 静岡県知事許可 (第02201060453号)	

(13) 内部管理体制について

2020年12月31日現在、当社グループの従業員数は192名（使用人兼務役員数は含まれません。）と組織が小さく、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社グループでは、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しており、内部管理体制の充実を図るべく、今後の事業規模拡大に応じて人員の増強ならびに育成を行っていく方針であります。しかしながら、人員の確保や育成が適時適切に進捗しなかった場合には、十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当事業年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については、現時点において未定であります。

(15) 新型コロナウイルス感染症拡大について

新型コロナウイルス感染症につきましては、当連結会計年度末現在、一部の国でワクチン接種が開始され、感染症拡大の収束に向け、その効果が期待されていることから、会計上の見積りに当たっては、これら新型コロナウイルス感染症対策による経済活動の正常化時期を2021年中と仮定いたしました。な

お、本発行者情報公表日現在、わが国でもワクチンの接種が始まっており、正常化の期待はさらに高まっております。

当社グループでは、取引先、関係者及び従業員の安全を第一に考え、衛生管理の徹底やテレワーク勤務、不要不急の外出や直接対面でのミーティングの禁止などの安全対策を図り、またWeb会議等のツール活用の促進といった感染予防等に努めております。このように事業活動の制約や顧客の外出自粛等により受注活動が制約を受ける状況下、感染が収束せず社会活動の制限が長期化した場合に従業員の感染による出勤停止・事務所閉鎖や顧客先等の現場において大規模なクラスターが発生した場合の現場閉鎖等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年4月30日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合、但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行なうことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまで掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに

掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合であつた株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買取者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買取防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買取防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式の発行が甲に対する買取の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が、300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第31期連結会計年度末(2020年12月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前連結会計年度の期首から適用しております。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、1,504,893千円で、前連結会計年度末と比べ276,247千円減少しております。「現金及び預金」の減少128,647千円、「受取手形・工事未収入金等」の減少74,136千円、「電子記録債権」の減少56,346千円、「未収入金」の減少13,652千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、1,421,168千円で、前連結会計年度末と比べ33,954千円減少しております。有形固定資産は有形固定資産取得による増加209,342千円、有形固定資産に係る減価償却による減少217,103千円、無形固定資産は「のれん」の減少26,215千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、1,491,352千円で、前連結会計年度末と比べ159,439千円減少しております。「工事未払金」の減少32,373千円、「1年内返済予定の長期借入金」の減少85,032千円、「未払金」の減少31,637千円、「未成工事受入金」の減少10,855千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、711,427千円で、前連結会計年度末と比べ142,083千円減少しております。「長期借入金」の減少131,568千円、「リース債務」の減少22,156千円、「退職給付に係る負債」の増加12,343千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は723,282千円で、前連結会計年度末と比べ8,679千円減少しております。当連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純利益金額を計上したことによる「利益剰余金」の増加2,344千円、「その他有価証券評価差額金」の減少11,024千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

第31期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から業況の回復が遅れ、4,279,203千円(前年同期比 5.2%減)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、3,495,657千円(前年同期比 3.9%減)となりました。主な要因は、一部の公共工事において工法変更及び工期延期に伴う間接経費増加の影響によるものであり、この結果、売上総利益は、783,545千円(前年同期比 10.7%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、765,679千円(前年同期比 0.8%減)となりました。主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策としてテレワーク勤務、不要不急の外出制限やWeb会議等を促進による交通費の減少によるものであり、この結果、営業利益は、17,866千円(前年同期比 83.2%減)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、23,628千円となりました。主な要因は、受取利息及び配当金によるものであります。一方で、営業外費用は、39,917千円となりました。主な要因は、支払利息及び上場関連費用によるものであります。この結果、経常利益は、1,577千円(前年同期比 98.5%減)となりました。

(特別利益、親会社株主に帰属する当期純利益金額)

当連結会計年度において、固定資産売却益8,066千円の計上があったため、税金等調整前当期純利益金額は、9,643千円(前年同期比 90.8%減)となりました。法人税等合計 7,298千円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益金額は、2,344千円(前年同期比 96.6%減)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(6) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 財政状態の分析

当連結会計年度における財政状態は「(2) 財政状態の分析」のとおりであります。

当社グループの自己資本比率は当連結会計年度末で24.7%となっており、財政状態については大きな懸念はないものと認識しております。今後も中長期的な成長のために、設備投資や工法技術の強化等に必要な資金を投じつつ、着実に利益を上げて健全な財政状態を保って企業価値の向上に努めてまいります。

2) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績は、「(3) 経営成績の分析」のとおりであります。中長期的な事業拡大と企業価値の増大を図っていくために収益性の向上が当面の重要な課題と認識しており、目標とする経営指標としては売上高営業利益率を重視しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当連結会計年度は0.4%となり、前連結会計年度の2.4%を下回っております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは、「(4) キャッシュ・フローの分析」のとおりであります。

なお、当社グループの資金需要は、運転資金及び設備資金などが主なものです。その財源としては、自己資金や外部資金を有効に活用しており、調達に不安はありません。設備投資については、通常の維持更新は原則として減価償却費の範囲内で行うこととしておりますが、重要かつ緊急を要するもの、及び新規工法の導入や施工環境改善を含む戦略的な投資は、その範囲にこだわらずに実行しております。当連結会計年度の設備投資額209,724千円ですが、この資金は金融機関からの借入により調達しました。また、次連結会計年度以降も資金の使途に変動はなく、設備投資額が増えてもキャッシュ・フロー上の懸念はないものと認識しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する会計方針は、「第6 【経理の状況】の連結財務諸表作成のための基本となる事項」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えております。

1) 繰延税金資産の回収可能性の評価

当社グループは繰延税金資産の回収可能性を評価するに際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。しかし、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得に依存するため、その見積り額が減少した場合は繰延税金資産が減額され、税金費用を計上する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響につきましては、「第6 【経理の状況】 1 【連結財務諸表】 【注記事項】 (追加情報)」の記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、引き続き工事施工に要する機械装置及び運搬具等の増強や内部統制機能の整備・強化などを目的とした設備投資を実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は209,724千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 地盤改良事業

当連結会計年度の主な設備投資は、引き続き様々な工法に対応するために「地盤改良機」等の増台と工事車両等入替および増台等の投資を総額125,463千円実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 建築事業

当連結会計年度の主な設備投資は、連結子会社である(株)アクシスおよび(株)塚本工務店において、引き続き工事車両入替および増台等の投資を総額10,518千円実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) その他事業

当連結会計年度の主な設備投資は、クレーン工事車両等の投資と、連結子会社であるクラウン工業(株)において、新規レンタル仮設資材および資材センター整備費用を中心とする総額69,602千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、当社において、本社駐車場整備等に総額4,139千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (静岡県伊東市)	全社	本社 機能	25,788	4,490	161,538 (3,055.20)	613	6,408	200,678	24 (-)
営業所 (新潟県長岡市他)	地盤改 良事業	営業所	40,537	44,882	47,914 (1,674.00)	378,627	5,107	517,822	119 (4)
クレーン課 (静岡県伊東市)	その他 事業	営業所	896	1,093	172,800 (2,378.16)	52,925	754	228,470	6 (-)

(2) 国内子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株) アクシス	本社 (静岡県 伊東市)	建築 事業	本社	39	4,190	— (—)	—	963	5,192	11 (1)
クラウン工業(株)	本社 (茨城県 土浦市)	その他 事業	本社	10,961	17,778	— (—)	6,481	1,893	38,022	14 (—)
(株) 塚本工務店	本社 (神奈川県 小田原市)	建築 事業	本社	48,484	10,668	43,814 (2,092.20)	3,097	3,002	112,723	18 (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品及びソフトウェア並びにその他無形固定資産の合計であります。
4. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きにしております。
5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、特にありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	本社 (静岡県 伊東市)	—	本店	580,000	87,300	増資資金 及び 銀行借入	2018年 10月以降	2023年 12月まで	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 上記の投資予定額には土地、建物及び建物附属設備等が含まれております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2020年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年3月31日)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	749,000	251,000	251,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,000,000	749,000	251,000	251,000	—	—

(注) 1. 2020年8月19日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行なわれ、発行可能株式総数は2020年8月19日付で1,000,000株となっております。

2. 2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済株式数は248,490株増加し、251,000株となっております。また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年7月31日	248,490	251,000	—	50,980	—	—

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	6	8	—
所有株式数(単元)	—	—	—	780	—	—	1,730	2,510	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	31.0	—	—	69.0	100.0	—

(注) 2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株を100株に分割しております。

また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
山口 喜廣	静岡県伊東市	144,000	57.4
株式会社YY	静岡県伊東市川奈1362番地4	76,000	30.2
山口 寧子	静岡県伊東市	20,000	8.0
奥村 宏信	大阪府茨木市	4,000	1.6
持塚 隆	静岡県伊東市	3,000	1.2
兼松サステック株式会社	東京都中央区日本橋浜町3丁目3番2号	2,000	0.8
小澤 祐也	静岡県沼津市	1,000	0.4
蛭川 麻季子	静岡県熱海市	1,000	0.4
計	—	251,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 251,000	2,510	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	251,000	—	—
総株主の議決権	—	2,510	—

(注) 2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株を100株に分割しております。
また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、今期は配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

当社は、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした事業拡充へ投資や経営体質強化のため配分に活用する方針であります。

現時点においては配当の実施およびその時期については未定であります。収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況および当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
最高(円)	—	—	3,500
最低(円)	—	—	3,500

- (注) 1. 当社株式は、2020年10月21日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場いたしました。
2. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
最高(円)	—	—	—	3,500	—	—
最低(円)	—	—	—	3,500	—	—

- (注) 1. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 当社株式は、2020年10月21日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場いたしました。
それ以前の株価については、該当事項はありません。
3. 2020年11月から2020年12月までにおいては売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性9名 女性1名(役員のうち女性の比率10.0%)

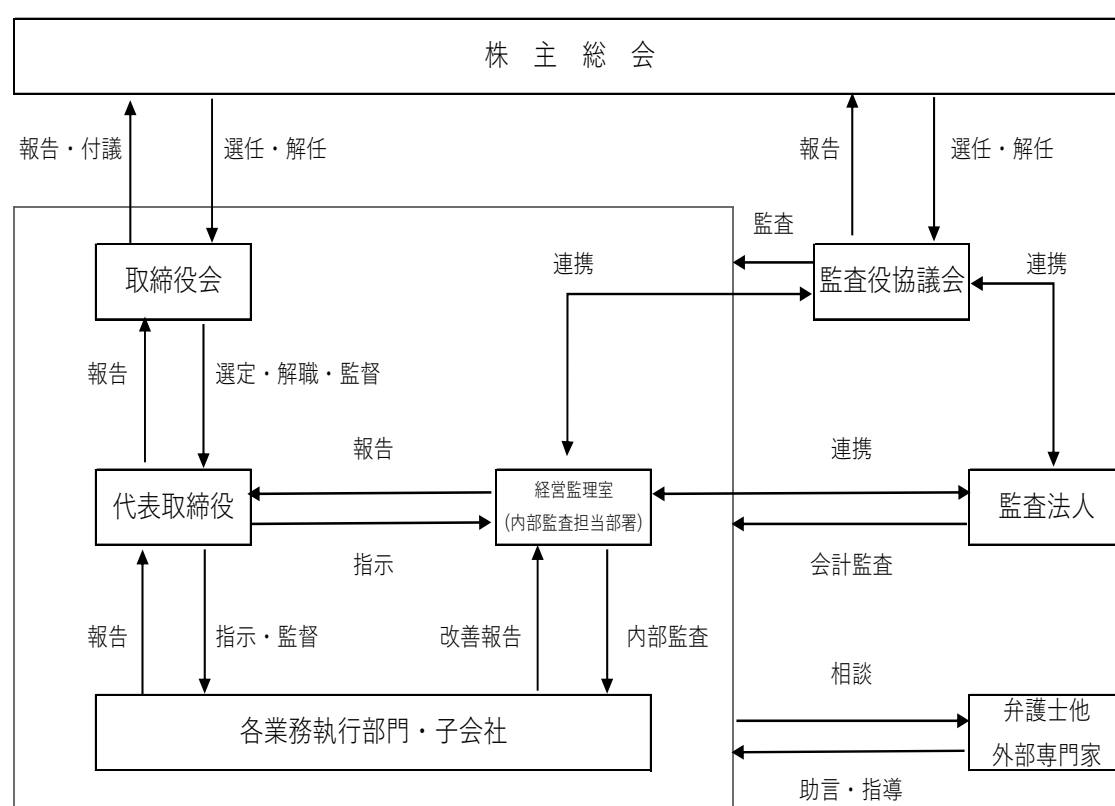
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)	
代表取締役	社長	山口 喜廣	1967年1月21日	1985年9月 1990年1月 1993年1月	(有)好樹園入社 当社設立、 代表取締役社長(現任) (有)アクシス設立 代表取締役	(注)1	(注)	144,000	
取締役	経営監理室長	奥村 宏信	1966年1月2日	2002年10月 2007年10月 2011年3月 2016年12月 2017年12月 2020年3月	(株)シゲムラ建設入社 当社入社 当社取締役就任 クラウン工業(株) 代表取締役(現任) 当社取締役社長室長 当社取締役経営監理室長(現任)	(注)1	(注)	4,000	
取締役	営業本部長	小澤 祐也	1961年5月6日	1987年7月 2005年1月 2017年1月 2017年12月	大富運輸(株)入社 当社入社 当社取締役就任 当社取締役営業本部長(現任)	(注)1	(注)	1,000	
取締役	工事本部長	山口 寧子 (注)8	1966年11月5日	1993年1月 2008年7月 2016年7月 2017年2月 2017年12月 2020年3月	(有)アクシス入社 (株)アクシス 代表取締役(現任) 当社監査役 当社取締役 当社取締役管理本部長 当社取締役工事本部長(現任)	(注)1	(注)	20,000	
取締役	経営統括本部長	持塚 隆	1962年5月14日	1985年4月 2016年10月 2017年2月 2017年4月 2017年12月 2019年2月	(株)静岡銀行入行 当社入社 当社取締役就任 (株)塚本工務店 代表取締役(現任) 当社取締役経営企画室長 当社取締役 経営統括本部長(現任)	(注)1	(注)	3,000	
取締役	営業副本部長	熊澤 智則	1976年8月1日	2007年3月 2009年4月 2015年11月 2018年3月 2020年9月	富士ハウス(株)入社 (株)積善入社 当社入社 当社東海ブロック長(現任) 当社取締役営業副本部長(現任)	(注)2	(注)	—	
取締役	—	石橋 達彦	1955年2月4日	1980年4月 2009年6月 2010年6月 2013年7月 2018年3月	東海バルブ(株)入社 同社代表取締役社長 特種東海製紙(株)専務取締役 (社)日本経営パートナーズ 代表理事(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	(注)	—	
常勤監査役	—	酒巻 安弘	1951年6月17日	1976年12月 2005年4月 2007年6月 2016年7月 2021年3月	東洋サッシ工業(株)入社 ジャパンホームシールド(株) 取締役 J S地盤サービス(株) 代表取締役 (株)K A I T Oホールディングス 顧問 当社監査役(現任)	(注)4	—	—	
監査役	—	古畑 岳司	1977年8月24日	2006年12月 2016年4月 2018年3月	弁護士登録 古畑法律事務所開設 代表(現任) 当社監査役(現任)	(注)3	(注)	—	
監査役	—	田島 攝規	1974年12月29日	2002年10月 2009年6月 2009年7月 2010年12月 2018年3月	監査法人トーマツ入所 公認会計士登録 税理士登録 (株)T Sコンサルティング設立 代表取締役(現任) 当社監査役(現任)	(注)3	(注)	—	
計									172,000

(注) 1. 取締役の任期は、2020年8月19日開催の臨時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 取締役 熊澤智則の任期は、2020年9月1日から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2020年8月19日開催の臨時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 酒巻安弘の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2020年12月期における役員報酬の総額は80,196千円を支給しております。
6. 取締役 石橋達彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役 酒巻安弘、古畑岳司及び田島攝規は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 取締役 山口寧子は、代表取締役 山口喜廣の配偶者であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「株主や顧客など様々なステークホルダーに対して説明責任を果たし、透明性の高い事業活動を心掛け、公正かつ迅速に行う事で、『企業価値』すなわち株主の利益を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定する取締役会設置会社であり、且つ監査役制度を採用しております。取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、監査役が独立した立場から取締役の職務を監査する体制が経営上の健全性を確保する有効な体制であると判断しております。併せて代表取締役が内部監査を司る経営監理室長を指名し、内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、7名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役協議会

当社は、監査役協議会制度を採用しており、3名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適性に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社グループは、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2020年12月期において監査を執行した公認会計士は伊藤恭治氏、藤田建二氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他7名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、経営監理室が主管部署として、経営監理室長1名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっており、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。特に監査役とは年間監査計画の立案、毎月の実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は、監査役3名(社外監査役3名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。

また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として工事本部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名及び社外監査役は3名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役1名及び社外監査役3名は、当社グループとの間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行なうことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	72,588	72,588	—	—	6
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	7,608	7,608	—	—	4

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款で定めております。

⑮ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	20,000	—
連結子会社	—	—
計	20,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の事業規模、監査日程等を勘案した上で決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加するなど、連結財務諸表等の適性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	796,863	668,215
受取手形・工事未収入金等	701,475	※6 627,338
電子記録債権	※6 118,786	※6 62,440
未成工事支出金	25,629	21,722
商品	3,418	3,917
原材料及び貯蔵品	7,897	11,252
未収入金	93,073	79,420
その他	37,216	33,134
貸倒引当金	△3,219	△2,548
流動資産合計	1,781,141	1,504,893
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※4 118,557	126,708
機械装置及び運搬具(純額)	91,050	83,103
土地	※5 426,068	※5 426,068
リース資産(純額)	450,906	441,745
その他(純額)	12,113	11,191
有形固定資産合計	※3 1,098,696	※3 1,088,817
無形固定資産		
のれん	61,170	34,954
ソフトウェア	8,611	5,932
その他	1,758	1,715
無形固定資産合計	71,539	42,602
投資その他の資産		
投資有価証券	119,576	108,409
繰延税金資産	26,718	40,047
長期前払費用	79,981	88,487
差入保証金	37,579	34,184
その他	28,099	25,688
貸倒引当金	△7,069	△7,069
投資その他の資産合計	284,886	289,747
固定資産合計	1,455,122	1,421,168
資産合計	3,236,263	2,926,061

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	368,970	336,596
短期借入金	※1 600,000	※1 600,000
1年内返済予定の長期借入金	216,600	131,568
リース債務	154,848	170,030
未払法人税等	8,148	4,782
未払金	103,765	72,128
未払費用	99,841	90,571
未成工事受入金	64,278	53,423
賞与引当金	10,661	8,589
工事損失引当金	1,106	3,261
その他	22,571	20,400
流動負債合計	1,650,792	1,491,352
固定負債		
長期借入金	441,699	310,131
リース債務	341,454	319,298
繰延税金負債	101	—
退職給付に係る負債	68,904	81,248
その他	1,349	749
固定負債合計	853,510	711,427
負債合計	2,504,302	2,202,779
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,980	50,980
利益剰余金	675,480	677,825
株主資本合計	726,460	728,805
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,500	△5,523
その他の包括利益累計額合計	5,500	△5,523
純資産合計	731,961	723,282
負債純資産合計	3,236,263	2,926,061

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
売上高				
完成工事高		4,230,841		3,986,037
兼業事業売上高		284,716		293,165
売上高合計		4,515,558		4,279,203
売上原価				
完成工事原価	※3	3,461,399	※3	3,304,138
兼業事業原価		176,079		191,519
売上原価合計		3,637,478		3,495,657
売上総利益				
完成工事総利益		769,442		681,899
兼業事業総利益		108,636		101,646
売上総利益合計		878,079		783,545
販売費及び一般管理費	※1	771,601	※1	765,679
営業利益		106,477		17,866
営業外収益				
受取利息及び配当金		6,269		6,007
受取保険金		7,017		2,448
その他		19,366		15,172
営業外収益合計		32,653		23,628
営業外費用				
支払利息		22,142		21,376
賃貸借契約解約損		4,180		—
上場関連費用		—		15,700
その他		8,289		2,841
営業外費用合計		34,611		39,917
経常利益		104,520		1,577
特別利益				
固定資産売却益	※2	3,549	※2	8,066
災害に伴う受取保険金		7,942		—
特別利益合計		11,492		8,066
特別損失				
固定資産圧縮損		7,942		—
投資有価証券売却損		3,316		—
特別損失合計		11,259		—
税金等調整前当期純利益		104,753		9,643
法人税、住民税及び事業税		27,274		15,050
法人税等調整額		8,552		△7,751
法人税等合計		35,826		7,298
当期純利益		68,926		2,344
親会社株主に帰属する当期純利益		68,926		2,344

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	68,926	2,344
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,755	△11,024
その他の包括利益合計	※ 5,755	※ △11,024
包括利益	74,681	△8,679
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	74,681	△8,679
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	50,980	606,554	657,534	△254	△254	657,279
当期変動額						
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	68,926	68,926	—	—	68,926
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	5,755	5,755	5,755
当期変動額合計	—	68,926	68,926	5,755	5,755	74,681
当期末残高	50,980	675,480	726,460	5,500	5,500	731,961

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	50,980	675,480	726,460	5,500	5,500	731,961
当期変動額						
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	2,344	2,344	—	—	2,344
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	△11,024	△11,024	△11,024
当期変動額合計	—	2,344	2,344	△11,024	△11,024	△8,679
当期末残高	50,980	677,825	728,805	△5,523	△5,523	723,282

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	104,753	9,643
減価償却費	205,484	223,049
のれん償却額	26,215	26,215
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△17,032	△670
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,001	△2,071
工事損失引当金の増減額(△は減少)	1,106	2,155
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△887	12,343
受取利息及び受取配当金	△6,269	△6,007
支払利息	22,142	21,376
為替差損益(△は益)	91	—
有形固定資産売却損益(△は益)	△3,549	△8,066
投資有価証券売却損益(△は益)	3,316	—
固定資産圧縮損	7,942	—
災害に伴う受取保険金	△7,942	—
売上債権の増減額(△は増加)	△102,201	47,558
たな卸資産の増減額(△は増加)	38,370	53
仕入債務の増減額(△は減少)	4,951	△38,926
未成工事受入金の増減額(△は減少)	28,178	72,068
その他	△10,378	△19,931
小計	293,289	338,791
利息及び配当金の受取額	6,269	6,007
利息の支払額	△22,209	△21,246
法人税等の支払額	△101,519	△25,308
営業活動によるキャッシュ・フロー	175,829	298,243
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4	△4
有形固定資産の取得による支出	△98,953	△51,540
有形固定資産の売却による収入	5,023	9,287
投資有価証券の取得による支出	△5,384	△5,536
投資有価証券の売却による収入	42,008	—
その他	2,471	2,523
投資活動によるキャッシュ・フロー	△54,837	△45,270

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	138,000	—
長期借入れによる収入	83,000	—
長期借入金の返済による支出	△249,681	△216,600
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△148,607	△165,025
財務活動によるキャッシュ・フロー	△177,288	△381,625
現金及び現金同等物に係る換算差額	△91	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△56,387	△128,652
現金及び現金同等物の期首残高	800,024	743,636
現金及び現金同等物の期末残高	※ 743,636	※ 614,984

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社3社すべてを連結しております。

(1) 連結子会社の数

3社

(2) 連結子会社の名称

クラウン工業(株)

(株)アクシス

(株)塚本工務店

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a. 商品

主として個別法による原価法

b. 原材料

主として先入先出法による原価法

c. 未成工事支出金

主として個別法による原価法

d. 貯蔵品

主として個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

機械装置及び運搬具 5～10年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③ 工事損失引当金
当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えて、その損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 当社は、退職給付に係る負債及び退縮給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高の計上基準
- 当連結会計年度末にまでの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
- (株)塚本工務店の株式取得に伴う、のれんは5年間の定額法により償却しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用します。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の

改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1－2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用します。

4. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大の収束時期は不透明な状況にあり、その影響については工事の延期により一時的な売上高の減少を見込んでおりますが、現時点においては2021年度中に緩やかに回復していくと想定しているものの、2021年度中においても影響があることを見込んでおります。一方で、コスト削減や設備投資の選択と集中などの施策による工事原価ならびに販売費及び一般管理費の抑制を更に継続するため、営業損益については売上高の回復に先行して回復することを見込んでおります。

上記の仮定のもと、当事業年度の繰延税金資産の回収可能性等を検討した結果、課税所得も継続的に発生するものと判断して、会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	600,000千円	600,000千円
借入実行残高	600,000	600,000
差引額	— 千円	— 千円

2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	48,528千円	40,755千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,104,360千円	2,246,847千円

※4 前連結会計年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物7,942千円であります。

※5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
土地	126,320千円	126,320千円

前連結会計年度及び当連結会計年度において、担保付債務はありません。

なお、根抵当権の極度額は136,000千円であります。

※6 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形、電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、前連結会計年度末日及び当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が受取手形・工事未収入金等及び電子記録債権の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
受取手形	— 千円	1,191千円
電子記録債権	9,944	2,911

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	104,736千円	105,510千円
給料及び手当	220,527	241,819
減価償却費	25,162	23,896
貸倒引当金繰入額	△16,416	△670
賞与引当金繰入額	28,500	15,246
退職給付費用	5,264	4,284
のれん償却額	26,215	26,215
地代家賃	57,811	59,209

※2 固定資産の売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
機械装置及び運搬具	3,549千円	8,056千円
その他	—	9
合計	3,549千円	8,066千円

※3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	1,106千円	2,155千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	5,402千円	△16,703千円
組替調整額	3,316	—
税効果調整前	8,719	△16,703
税効果額	△2,964	5,679
その他有価証券評価差額金	5,755	△11,024
その他の包括利益合計	5,755千円	△11,024千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	2,510	—	—	2,510
合計	2,510	—	—	2,510

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式(注)1、2	2,510	248,490	—	251,000
合計	2,510	248,490	—	251,000

(注)1. 当社は、2020年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加248,490株は、株式分割による増加248,490株によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	796,863千円	668,215千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△53,227	△53,231
現金及び現金同等物	743,636千円	614,984千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、地盤改良事業における機械及び装置等であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、地盤改良事業における機械及び装置等であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性、確実性を最優先した金融資産で運用し、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとの時価の把握を行っています。また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入れ及び新株発行による方針であり、用途は運転資金(短期)および設備投資資金(長期)であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・工事未収入金等並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権である受取手形・工事未収入金等並びに電子記録債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念を早期に把握し、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経営統括本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維

持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(2019年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	796,863	796,863	—
(2) 受取手形・工事未収入金等	701,475	701,475	—
(3) 電子記録債権	118,786	118,786	—
(4) 未収入金	93,073	93,073	—
貸倒引当金(※)	△3,219	△3,219	—
	1,706,978	1,706,978	—
(5) 投資有価証券	119,576	119,576	—
資産計	1,826,555	1,826,555	—
(1) 工事未払金	368,970	368,970	—
(2) 短期借入金	600,000	600,000	—
(3) 未払金	103,765	103,765	—
(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	658,299	647,934	△10,365
(5) リース債務(1年以内返済予定を含む)	496,303	472,479	△23,824
負債計	2,227,338	2,193,148	△34,189

(※) 受取手形・工事未収入金等、電子記録債権並びに未収入金に対応している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	668,215	668,215	—
(2) 受取手形・工事未収入金等	627,338	627,338	—
(3) 電子記録債権	62,440	62,440	—
(4) 未収入金	79,420	79,420	—
貸倒引当金(※)	△2,548	△2,548	—
	1,434,866	1,434,866	—
(5) 投資有価証券	108,409	108,409	—
資産計	1,543,276	1,543,276	—
(1) 工事未払金	336,596	336,596	—
(2) 短期借入金	600,000	600,000	—
(3) 未払金	72,128	72,128	—
(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	441,699	434,675	△7,023
(5) リース債務(1年以内返済予定を含む)	489,328	466,122	△23,205
負債計	1,939,752	1,909,522	△30,229

(※) 受取手形・工事未収入金等、電子記録債権並びに未収入金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・工事未収入金等、(3) 電子記録債権、(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)、(5) リース債務(1年以内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	796,863	—	—	—
受取手形・工事未収入金等	701,475	—	—	—
電子記録債権	118,786	—	—	—
未収入金	93,073	—	—	—
合計	1,710,197	—	—	—

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	668,215	—	—	—
受取手形・工事未収入金等	627,338	—	—	—
電子記録債権	62,440	—	—	—
未収入金	79,420	—	—	—
合計	1,437,415	—	—	—

3. 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	600,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	216,600	131,568	65,843	58,908	58,908	126,472
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	154,848	140,803	117,050	56,318	27,284	—
合計	971,448	272,371	182,893	115,226	86,192	126,472

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	600,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	131,568	65,843	58,908	58,908	58,908	67,564
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	170,030	146,774	86,843	58,634	27,046	—
合計	901,598	212,617	145,751	117,542	85,954	67,564

(有価証券関係)

前連結会計年度(2019年12月31日)

1. その他有価証券

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	32,304	20,931	11,373
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	32,304	20,931	11,373
連結貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	87,272	90,260	△2,988
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	87,272	90,260	△2,988
合計		119,576	111,191	8,385

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	42,008	—	3,316
合計	42,008	—	3,316

当連結会計年度(2020年12月31日)

1. その他有価証券

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	41,067	37,610	3,456
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	41,067	37,610	3,456
連結貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	67,342	79,167	△11,825
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	67,342	79,167	△11,825
合計		108,409	116,778	△8,368

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、一部の連結子会社は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部または建設業退職共済事業本部が運営する、社外積立型の公的退職金制度に加入しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	69,792千円	68,904千円
退職給付費用	13,609	13,020
退職給付の支払額	△14,497	△676
制度への拠出額	—	—
退職給付に係る負債の期末残高	68,904千円	81,248千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	68,904千円	81,248千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	68,904	81,248
退職給付に係る負債	68,904	81,248
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	68,904	81,248

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は前連結会計年度13,609千円、当連結会計年度13,020千円です。

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度992千円、当連結会計年度1,726千円です。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債	23,427千円
賞与引当金	3,603
貸倒引当金	384
工事損失引当金	360
減価償却超過額	356
税務上の繰越欠損金(注)2	1,725
未払事業税	550
固定資産等の未実現損益	518
その他	572
繰延税金資産小計	31,498千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	31,498千円

繰延税金負債

未収還付事業税	△1,945
その他有価証券評価差額金	△2,833
評価差額	△101
繰延税金負債合計	△4,880
繰延税金資産純額	26,617千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金1,725千円を繰延税金資産に計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	1,725	1,725
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,725	1,725

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債	27,624千円
賞与引当金	2,141
貸倒引当金	1,505
工事損失引当金	1,040
減価償却超過額	286
税務上の繰越欠損金(注)2	1,823
未払事業税	307
その他有価証券評価差額金	2,845
固定資産等の未実現損益	807
評価差額	920
その他	985
繰延税金資産小計	40,288千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	40,288千円

繰延税金負債

未収還付事業税	△241
繰延税金負債合計	△241
繰延税金資産純額	40,047千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金1,823千円を繰延税金資産に計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	1,823	1,823
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,823	1,823

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	26.26%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.25%
住民税均等割等	35.93%
のれんの償却	71.38%
子会社との実効税率差異	△47.01%
その他	△11.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	75.68%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

営業所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、地盤改良工事ならびに調査および保証を行う「地盤改良事業」、住宅建築工事ならびに営繕工事及び公共工事を行う「建築事業」、建設資材のレンタル業及びクレーン工事を行う事業を「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、連結損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、負債については、内部管理上、報告セグメントに配分していないため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1、 3、4	連結財務 諸表計上額 (注) 2
	地盤改良 事業	建築事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,543,724	687,117	284,716	4,515,558	—	4,515,558
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,376	35,225	6,766	44,368	△44,368	—
計	3,546,101	722,342	291,482	4,559,926	△44,368	4,515,558
セグメント利益	240,183	49,949	34,446	324,579	△218,102	106,477
セグメント資産	1,384,918	626,965	633,826	2,645,711	590,552	3,236,263
その他の項目						
減価償却費	153,512	18,949	26,148	198,609	6,874	205,484
のれん償却額	—	26,215	—	26,215	—	26,215
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	223,155	28,974	4,686	256,816	46,127	302,944

(注) 1. セグメント利益の調整額△218,102千円及び減価償却費6,874千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

また、セグメント資産の調整額590,552千円は全社資産であり、現金及び預金、投資有価証券等であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 減価償却費の調整額6,874千円は、本社資産に係る減価償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額46,127千円は、本社資産の設備投資額であります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、 3、4	連結財務 諸表計上額 (注)2
	地盤改良 事業	建築事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,284,680	701,357	293,165	4,279,203	—	4,279,203
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,828	6,809	11,001	19,638	△19,638	—
計	3,286,508	708,166	304,167	4,298,842	△19,638	4,279,203
セグメント利益 又は損失(△)	211,624	△9,835	17,859	219,648	△201,782	17,866
セグメント資産	1,154,423	518,866	591,492	2,264,782	661,279	2,926,061
その他の項目						
減価償却費	165,238	16,873	31,350	213,462	6,744	220,206
のれん償却額	—	26,215	—	26,215	—	26,215
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	125,900	10,749	70,530	207,179	4,139	211,318

- (注) 1. セグメント利益の調整額△201,782千円及び減価償却費6,744千円には、各報告セグメントに配分していない
 全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 また、セグメント資産の調整額661,279千円は全社資産であり、現金及び預金、投資有価証券等であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。
3. 減価償却費の調整額6,744千円は、本社資産に係る減価償却費であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,139千円は、本社資産の設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	地盤改良事業	建築事業	その他事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	26,215	—	—	26,215
当期末残高	—	61,170	—	—	61,170

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	地盤改良事業	建築事業	その他事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	26,215	—	—	26,215
当期末残高	—	34,954	—	—	34,954

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山口 喜廣	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接 58.1	債務被保証	当社借入に 対する連帯 保証(注)1	1,258,299	—	—
						土地の購入	土地の購入 (注)2	23,500	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長山口喜廣より債務保証を受けております。保証料の支払いは行っておりません。

2. 土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。取引金額には消費税等を含めておりません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	2,916.18円	2,881.60円
1株当たり当期純利益金額	274.61円	9.34円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2020年7月14日開催の取締役会決議により、2020年7月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	731,961	723,282
純資産の部の合計額から 控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	731,961	723,282
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数(株)	251,000	251,000

4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に 帰属する当期純利益(千円)	68,926	2,344
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益(千円)	68,926	2,344
普通株式の期中平均株式数(数)	251,000	251,000
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額の算定に含まれなかった 潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	600,000	600,000	0.89	—
1年以内に返済予定の長期借入金	216,600	131,568	0.72	—
1年以内に返済予定のリース債務	154,848	170,030	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	441,699	310,131	0.61	2022年3月25日 ～ 2027年4月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	341,454	319,298	—	2022年2月14日 ～ 2025年11月25日
合計	1,754,602	1,531,027	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額をリース債務総額に含める方法を採用しているため記載しておりません。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	65,843	58,908	58,908	58,908
リース債務	146,774	86,843	58,634	27,046

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.artforcejapan.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

株式会社アートフォースジャパン

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 恭治 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

藤田 建二 

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アートフォースジャパンの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アートフォースジャパン及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上